

型ばらし工程

騒音

健康障害防止対策	基本の方策	具体的方法	参考（関係法規）
作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 型ばらし装置は、騒音の少ない構造とする。</li> <li>○ 型ばらし装置は、できるだけ騒音の発生が少なくなるように運転する。</li> <li>○ 型ばらし装置の周囲への隔壁等の設置、作業員又は型ばらし装置の隔離等の対策を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 型ばらし装置の鋳物との衝突面にゴム製等の弾性体を貼る。</li> <li>○ 型ばらし装置の基礎は確実に作り、緩衝材の使用等により共振を防止する。</li> <li>○ 型ばらし装置の周囲を遮音板、吸音材等で囲う。</li> <li>○ 型ばらし装置のカバー等にアングル等の骨組みを入れてボルトで固定する等、共振しにくい構造とする。</li> <li>○ 型ばらし機の圧縮空気の排気孔に消音器を設置する。</li> <li>○ 型ばらし作業を自動化する。</li> <li>○ 型ばらし作業場所に防音用ついで又は防音用カーテンを設置する。</li> </ul>	<p>(イ) 騒音を発する有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 576 条)</p> <p>(ロ) 強烈的な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講ずる。 (安衛則第 584 条)</p>

健康障害防止対策	参 考（関係法規）
作業環境測定の実施	<p>鋳物の型込機等圧縮空気により駆動させる機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場については、作業環境測定を実施する。 (安衛則第 588 条)</p>
保護具の備付け	<p>強烈的な騒音を発生する場所における業務においては、耳せんその他の保護具を備える。 (安衛則第 595 条)</p>